

2022年7月1日

弊社従業員の有罪判決と代表取締役社長の辞任について

パシフィックコンサルタンツ株式会社

弊社が2019年に公募型プロポーザル方式により受注した富山市発注業務について、富山市職員、弊社従業員1名及び弊社と共同事業体を構成した会社の社員2名の計4名が2022年3月8日に富山地方検察庁から起訴された件（以下、本件といいます。）において、当該弊社従業員は、2022年6月22日に富山地方裁判所より、公契約関係競売入札妨害の共同正犯として懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決が言い渡されました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お客様ならびに関係者の皆様には、大変お騒がせし、ご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

本件は、当該弊社従業員の法規範への理解不足とモラルを欠く行動によるものですが、弊社とお客様ならびに関係者の皆様との間の信頼関係を大きく損ない、事業運営にも多大なる影響を及ぼすに至りました。この事態を受け、6月開催の定例取締役会において、代表取締役社長より、本件を発生させたことによる経営責任は重いとの判断から、2022年9月30日をもって代表取締役社長を辞任する旨の申出がありましたことをご報告いたします。なお、新たな経営体制については7月の取締役会を経て明らかにする予定です。

弊社は、この度の判決を厳粛かつ真摯に受け止め、弊社従業員に対して厳正な処分を行うとともに、本件に関して設置した特別調査委員会の報告内容を踏まえて、実効性かつ永続性のある再発防止を徹底し、新たな経営体制の下、コンプライアンス遵守を最優先とした企業風土の再構築、更なるガバナンスの強化により、社会的な信頼の回復に努めてまいります。

以上